**自己点検シート（令和　　　　年度）**

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス種別** | **介護予防支援** |

記入日　　　　　　年　　　月　　　日

**■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。**

|  |
| --- |
| 法　人　名    代表者職名・氏名 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  |  | |  |  |  |  |  | |  |  |  |
| フリガナ |  | | | | | | | | | | | |
| 事業所名 |  | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | （〒　　　－　　　　） | | | | | | | | | | | |
| 連　絡　先 | 電　　話 | |  | | | | ＦＡＸ | |  | | | |
| メール  アドレス | |  | | | | | | | | | |
| 開設年月日 | 年　　　月　　　日 | | | | | | | | | | | |
| 指定年月日 | 年　　　月　　　日 | | | | | | | | | | | |
| 管　理　者 | 職　名 | |  | | | | 氏　名 | |  | | | |
| 記載担当者 | 職　名 | |  | | | | 氏　名 | |  | | | |

【点検要領】

各点検項目及び点検事項に従い自己点検を行い、「点検結果」欄のチェックボックス（□）にチェック（✔）を付けること。

（注）表中、以下の略称を使用している。

　　法　　　：介護保険法（平成9年法律第123号）

　　施行規則：介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

　　基準省令：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

　　　　　　　方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

条例　　：石巻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年石巻市条例第4号）

| **点 検 項 目** | **点　　検　 事 　項** | **根拠法令** | **点検結果** | | | **点検書類等** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **適** | **不適** | **非該当** |
| 第１  基本方針 | (1) 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われていますか。 | 基準省令  第1条の2第1項 |  |  |  | ・運営規程  ・パンフレット等 |
| (2) 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われていますか。 | 基準省令  第1条の2第2項 |  |  |  |
| (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われていますか。 | 基準省令  第1条の2第3項 |  |  |  |
| (4) 事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。 | 基準省令  第1条の2第4項 |  |  |  |
| (5)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。  ※虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 基準省令  第1条の2第5項 |  |  |  |
| (6) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | 基準省令  第1条の2第6項 |  |  |  |
| 第２  人員に関する基準  **従業者の員数** | 1. 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は指定介護予防支援事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置いていますか。 | 基準省令  第2条第1項 |  |  |  | ・出勤簿  ・職員勤務表  ・介護支援専門員証  　（写） |
| (2) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置いていますか。 | 基準省令  第2条第2項 |  |  |  |  |
| **管理者** | (1) 指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置いていますか。 | 基準省令  第3条第1項 |  |  |  | ・出勤簿  ・職員勤務表  ・資格が確認できる書類 |
| (2) 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が上記(1)の規定により置く管理者は、専らその職務に従事していますか。  　※　ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができる。 | 基準省令  第3条第2項 |  |  |  |
| (3) 指定居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者が上記(1)の規定により置く管理者は、主任介護支援専門員となっていますか。  　※　ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。 | 基準省令  第3条第3項 |  |  |  |
| (4) 上記の管理者は、専らその職務に従事していますか。  　※　ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。  　①　管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合  　②　管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） | 基準省令  第3条第4項 |  |  |  |
| 第３  運営に関する基準  **内容及び手続の説明及び同意** | (1) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | 基準省令  第4条第1項 |  |  |  | ・運営規程  ・重要事項説明書  ・利用申込書  ・同意に関する記録  ・説明文書  ・パンフレット等 |
| (2) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。 | 基準省令  第4条第2項 |  |  |  |
| (3) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。  ※ 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、上記(1)の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 | 基準省令  第4条第3項  基準省令  第4条第4項 |  |  |  |
| **提供拒否の禁止** | 正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいませんか。 | 基準省令  第5条 |  |  |  | ・利用申込受付簿 |
| **サービス提供困難時の対応** | 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。 | 基準省令  第6条 |  |  |  | ・介護予防支援提供依頼書 |
| **受給資格等の確認** | 指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。 | 基準省令  第7条 |  |  |  | ・被保険者証の写し |
| **要支援認定の申請に係る援助** | (1) 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。 | 基準省令  第8条第1項 |  |  |  | ・要介護認定申請書控  ・要介護認定更新申請書控 |
| (2) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 基準省令  第8条第2項 |  |  |  |
| (3) 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | 基準省令  第8条第3項 |  |  |  |
| **身分を証する書類の携行** | 当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 基準省令  第9条 |  |  |  | ・就業規則  ・業務マニュアル  ・身分を証する書類  ・介護支援専門員証  （写） |
| **利用料等の受領** | (1) 指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 | 基準省令  第10条第1項 |  |  |  | ・介護予防支援給付費明細書  ・領収証控  ・重要事項説明書  ・運営規程  （実施区域の確認）  ・説明文書  ・利用申込書  ・同意書 |
| (2) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、上記の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けていますか。 | 基準省令  第10条第2項 |  |  |  |
| (3) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、上記に規定する費用（交通費）の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | 基準省令  第10条第3項 |  |  |  |
| **保険給付の請求のための証明書の交付** | 提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | 基準省令  第11条 |  |  |  | ・指定介護予防支援提供証明書控 |
| **指定介護予防支援の業務の委託** | 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守していますか。  ①　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。  ②　委託に当っては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。  ③　委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならない。  ④　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が指定介護予防支援の「基本方針」、「運営に関する基準」及び「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守するよう措置させなければならない。 | 基準省令  第12条 |  |  |  | ・委託に関する書類  （契約書等） |
| **法定代理受領サービスに係る報告** | (1) 毎月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。 | 基準省令  第13条第1項 |  |  |  | ・給付管理表控 |
| (2) 介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出していますか。 | 基準省令  第13条第2項 |  |  |  |
| **利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付** | 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | 基準省令  第14条 |  |  |  | ・介護予防サービス計画  ・実施状況に関する記録 |
| **利用者に関する市町村への通知** | 指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。  ①　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。  ②　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 基準省令  第15条 |  |  |  |  |
| **管理者の責務** | (1) 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | 基準省令  第16条第1項 |  |  |  |  |
| (2) 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に指定介護予防支援の「運営に関する基準」及び「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | 基準省令  第16条第2項 |  |  |  |
| **運営規程** | 指定介護予防支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）として次に掲げる事項を定めていますか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　職員の職種、員数及び職務内容  ③　営業日及び営業時間  ④　指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額  ⑤　通常の事業の実施地域  ⑥　虐待の防止のための措置に関する事項  ※虐待の防止に係る措置は令和6年3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化）  ⑦　その他運営に関する重要事項 | 基準省令  第17条 |  |  |  | ・運営規定 |
| **勤務体制の確保** | (1) 利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 | 基準省令  第18条第1項 |  |  |  | ・就業規則  ・運営規程  ・雇用契約書  ・研修計画 ・研修報告書等研修資料  ・ハラスメント防止対策マニュアル・指針等 |
| (2) 指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供していますか。  ※　ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。 | 基準省令  第18条第2項 |  |  |  |
| (3) 担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | 基準省令  第18条第3項 |  |  |  |
| (4) 適切な指定介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | 基準省令  第18条第4項 |  |  |  |
| **業務継続計画の策定等** | (1) 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | 基準省令  第18条の2第1項 |  |  |  | ・業務継続計画  ・訓練記録等  ・研修資料 |
| (2) 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | 基準省令  第18条の2第2項 |  |  |  |
| (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。  ※業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 基準省令  第18条の2第3項 |  |  |  |
| **設備及び備品等** | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | 基準省令  第19条 |  |  |  | ・平面図  ・設備、備品台帳 |
| **従業者の健康管理** | 担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | 基準省令  第20条 |  |  |  | ・健康管理に関する記録 |
| **感染症の予防及びまん延の防止のための措置** | 当該介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じていますか。   1. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底していますか。 2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 3. 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。   ※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 基準省令  第20条の2 |  |  |  | ・委員会記録  ・感染対策マニュアル（指針）  ・研修等に関する記録 |
| **掲示** | (1) 指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 基準省令  第21条第1項 |  |  |  | ・ |
| (2) 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。  ※重要事項のウェブサイトへの掲載は、令和7年4月1日より適用 | 基準省令  第21条第3項 |  |  |  |  |
| **秘密保持** | (1) 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | 基準省令  第22条第1項 |  |  |  | ・就業時の取り決め等の記録 |
| 1. 担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 基準省令  第22条第2項 |  |  |  |
| (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | 基準省令  第22条第3項 |  |  |  |  |
| **広告** | 指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 | 基準省令  第23条 |  |  |  | ・パンフレット等 |
| **介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等** | (1) 事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 | 基準省令  第24条第1項 |  |  |  |  |
| (2) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | 基準省令  第24条第2項 |  |  |  |
| (3) 事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | 基準省令  第24条第3項 |  |  |  |
| **苦情処理** | (1) 自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | 基準省令  第25条第1項 |  |  |  | ・運営規程  ・掲示物  ・苦情に関する記録  ・指導等に関する記録 |
| (2) (1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 | 基準省令  第25条第2項 |  |  |  |
| (3) 自ら提供した指定介護予防支援に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | 基準省令  第25条第3項 |  |  |  |
| (4) 市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告していますか。 | 基準省令  第25条第4項 |  |  |  |
| (5) 自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。 | 基準省令  第25条第5項 |  |  |  |
| (6) 指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | 基準省令  第25条第6項 |  |  |  |
| (7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | 基準省令  第25条第7項 |  |  |  |
| **事故発生時の対応** | (1) 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | 基準省令  第26条第1項 |  |  |  | ・事故に関する記録 |
| (2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | 基準省令  第26条第2項 |  |  |  |
| (3) 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。 | 基準省令  第26条第3項 |  |  |  |
| **虐待の防止** | 虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じていますか。  ※令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。  ①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底していますか。  ②　虐待防止のための指針を整備していますか。   1. 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。   ④　措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | 基準省令  第26条の2 |  |  |  | ・虐待防止検討委員会の記録  ・虐待防止のための指針  ・研修記録 |
| **会計の区分** | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分していますか。 | 基準省令  第27条 |  |  |  | ・会計関係書類 |
| **記録の整備** | (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 基準省令  第28条第1項 |  |  |  | ・諸記録 |
| (2) 利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。  ①　基準省令第30条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録  ②　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳  イ　介護予防サービス計画  ロ　基準省令第30条第7号に規定するアセスメントの結果の記録  ハ　基準省令第30条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録  ニ　基準省令第30条第15号に規定する評価の結果の記録  ホ　基準省令第30条第16号に規定するモニタリングの結果の記録   1. 基準省令第30条第2号の3の規定　による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 2. 基準省令第15条に規定する市への通知に係る記録 3. 基準省令第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録 4. 基準省令第26条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 基準省令  第28条第2項  条例第5条 |  |  |  |
| 第４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  **指定介護予防支援の基本的取扱方針** | (1) 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。 | 基準省令  第29条第1項 |  |  |  | ・介護予防サービス計画 書  ・介護予防支援経過記録  ・評価を実施した記録 |
| (2) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。 | 基準省令  第29条第2項 |  |  |  |
| (3) 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | 基準省令  第29条第3項 |  |  |  |
| **指定介護予防支援の具体的取扱方針** | (1) 管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | 基準省令  第30条第1号 |  |  |  | ・介護予防サービス計画書  ・説明に関する記録  ・身体拘束に関する記録  ・課題分析の記録  ・介護予防支援経過記録  ・説明に関する記録  ・サービス担当者会会議の要点  ・モニタリングの記録  ・主治医意見書  ・主治医への照会記録  ・主治医への情報提供記録 |
| (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | 基準省令  第30条第2号 |  |  |  |
| (3)　指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | 基準省令  第30条第2号の2 |  |  |  |
| (4)　(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | 基準省令  第30条第2号の3 |  |  |  |
| (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしていますか。 | 基準省令  第30条第3号 |  |  |  |
| (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。 | 基準省令  第30条第4号 |  |  |  |
| (7) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 | 基準省令  第30条第5号 |  |  |  |
| (8) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握していますか。  ①　運動及び移動  ②　家庭生活を含む日常生活  ③　社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション  ④　健康管理 | 基準省令  第30条第6号 |  |  |  |
| (9) 担当職員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。また、この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | 基準省令  第30条第7号 |  |  |  |
|  | (10) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容及びその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成していますか。 | 基準省令  第30条第8号 |  |  |  |
| (11) 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。  また、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めていますか。 | 基準省令  第30条第9号 |  |  |  |
| (12) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | 基準省令  第30条第10号 |  |  |  |
| (13) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。 | 基準省令  第30条第11号 |  |  |  |
| (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている個別サービス計画の提出を求めていますか。 | 基準省令  第30条第12号 |  |  |  |
| (15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも１月に１回、聴取していますか。 | 基準省令  第30条第13号 |  |  |  |
|  | (16) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。 | 基準省令  第30条第14号 |  |  |  |
| (17) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。 | 基準省令  第30条第14号の2 |  |  |  |
| (18) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価していますか。 | 基準省令  第30条第15号 |  |  |  |
| (19) 担当職員は、(16)の実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。  ①　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。  ②　利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。  ③　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。 | 基準省令  第30条第16号 |  |  |  |
| (20) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。  ※　ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対す照会等により意見を求めることができる。  ①　要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合  ②　要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合 | 基準省令  第30条第17号 |  |  |  |
|  | (21) 担当職員は、介護予防サービス計画を変更する際には、介護予防サービス計画作成に当たっての一連の業務を行っていますか。 | 基準省令  第30条第18号 |  |  |  |
| (22) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 | 基準省令  第30条第19号 |  |  |  |
| (23) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 | 基準省令  第30条第20号 |  |  |  |
| (24) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（主治の医師等）の意見を求めていますか。 | 基準省令  第30条第21号 |  |  |  |
| (25) 上記の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していますか。 | 基準省令  第30条第21号の2 |  |  |  |
| (26) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。  また、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っていますか。 | 基準省令  第30条第22号 |  |  |  |
| (27) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。 | 基準省令  第30条第23号 |  |  |  |
|  | (28) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載していますか。 | 基準省令  第30条第24号 |  |  |  |
| (29) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。 | 基準省令  第30条第25号 |  |  |  |
| (30) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成していますか。 | 基準省令  第30条第26号 |  |  |  |
| (31) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。 | 基準省令  第30条第27号 |  |  |  |
| (32) 地域ケア会議から、支援対象被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。 | 基準省令  第30条第28号 |  |  |  |
|  | (33) 指定居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じていますか。 | 基準省令  第30条第29号 |  |  |  |
| **介護予防支援の提供に当たっての留意点** | 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意していますか。  ①　単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。  ②　利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。  ③　具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。  ④　利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。  ⑤　サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。  ⑥　地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。  ⑦　介護予防サービス計画の策定に当っては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。  ⑧　機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。 | 基準省令  第31条 |  |  |  |  |